

さいたま市告示第588号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の
図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月1日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・3・11号産業道路及び3・4・20号与野東口駅前通線

2 縦覧場所

さいたま市中央区下落合五丁目7番10号

さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課